

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第二十三号

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

第十二条第一号中「午前七時」を「午前五時」に改め、同条第二号中「第六条」を「第六条第一項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第一項中「をいう」を「(第三項及び第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定によるものを除く。)をいう」に改め、同条第三項中「この条」を「この項」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」及び「なるように」の下に、「第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同条第四項を削る。

第六条中「若しくは第四項」を削り、「から第四項まで」を「若しくは第三項」に、「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、職員に第四条第三項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第七条第二項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、休憩

時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができ。

- 一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。
 - 二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を著しく阻害するとき。
 - 三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。
- 第九条の二第一項中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改める。

第九条の三第一項中「子のある」を「子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項から第四項までにおいて同じ。）のある」に改め、「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第四項において同じ。）」を加え、同条第四項中「配偶者等」を「配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年一月一日から施行する。

（地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例の一部改正）

- 2 地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例（令和五年三月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号ア中「又は第四項」及び「週休日の設置又は」を削り、「割振り」を「割振り等」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の十三第三項中「平成七年三月奈良県条例第二十九号」の下に「。以下「勤

務時間条例」という。」を加え、「及び第四項」を削り、「並びに第六条」を「及び第六条第一項」に改め、「週休日」の下に「並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「及び第四項」を削り、「並びに第六条」を「及び第六条第一項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第十三条第三項中「から第四項まで」を「若しくは第三項」に改め、同条第五項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「週休日」の下に「又は勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十四条の二第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「基づく週休日」の下に「若しくは勤務時間条例第四条第三項及び勤務時間条例第六条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十六条中「第六条の規定に基づく」を「第六条第一項の規定に基づく」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第五項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改める。